



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（4・完）
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 64(6), 1-38
Issue Date	2014-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54907
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol64no6_2.pdf



中世後期ドイツにおける
ライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー
(四・完)

田口正樹

目次

はじめに

- 一、中世後期プファルツ政治史
- 二、王権および帝国国制との関係

(一) 帝国国制上の特殊な地位

(二) 国王領の質入れとプファルツ領邦の形成

三. 君主家門の意義

(一) 相続関係の規制(分割相続と長子相続)

(二) 婚姻関係

(三) 墓所の選択

四. 領邦支配の諸手段

(一) 宮廷

(a) 宮廷役職

(b) 書記局

(c) 顧問

(d) 宮廷裁判所

(e) 中央の財務行政

(f) 宮廷所在地としてのハイデルベルク

(g) 文化的中心としての宮廷

(二) ハイデルベルク大学

(三) アムト制と地方行財政

(四) 教会政策

(五) 軍制

(六) 領邦立法

(七) 収入と租税

五. 領邦諸身分とプファルツ意識

六. 地方の秩序とヘゲモニー

(以上六四卷三号)

(以上六四卷四号)

(以上六四卷五号)

(一) レーン制

(二) 城塞と開城権

(三) その他の超領邦的支配権

(四) 聖界領邦の従属化

(五) 選挙侯同盟とライン川政策

おわりに

(以上本号)

(七) 収入と租税

中世後期ドイツの領邦では、領邦諸身分の形成およびその統治参加をも伴いつつ、租税徴収が登場してくるが、プファルツでも、同様な展開が見られるとともに、独特の特徴をも示した。⁽¹⁾

ライン宮中伯の基本的な収入として、土地・家屋・動産などの財産にかかり、都市などから定期的に（年二回）徴収されるベーデブルグ⁽³⁾があった。都市や農村ごとに決まった額が、都市市民団体および村落共同体の責任で納められた。

貴族および聖職者は、支払いを免除されることもあったが、一般的な免除特権が一律に問題なく認められていたわけではない。⁽⁴⁾農村部の住民は、各種の十分の一税Zehntも負担した。⁽⁵⁾上述のように、一五世紀後半には、主要都市はベーデに代わって、市内で徴収された消費税Ungeldの一部を納めることとされた。⁽⁶⁾

しかしその他に、プファルツ財政においてきわめて重要であったのが流通税、特にライン流通税である。⁽⁷⁾この項目は、一四世紀中頃においてプファルツ全収入のほぼ半分に達し、一五世紀においても全収入の二五パーセントを占めた。プ

ファルツは、ライン川でゲルマースハイム Gernersheim、マンハイム Mannheim、オッペンハイム Oppenheim、バッハラッハ Bacharach、カウプ Kaub、カイザースヴェルト Kaiserswerth などに、その他更にネッカー Neckar 川でハイデルベルク、マンハイムなどに徴収所を有した。また領邦外のいくつかの徴収所にも持ち分を持った。

これらの中で特に多くの収入をもたらしたのは、カウプおよびバッハラッハの徴収所で、一四世紀半ばには、多い年で二か所あわせて八〇〇〇から一二〇〇〇グルデンが徴収された。⁽⁸⁾ まだ一四世紀前半には、ヴィッテルスバッハ家出身の国王ルートヴィヒ四世が、国王選挙などの際に、マインツ大司教、トリリア大司教、ボヘミア（ベーメン）王らにバッハラッハの流通税収入を約束したり、質入れたりすることがあった。またルートヴィヒ四世とカール四世は、しばしば自身バッハラッハで流通税を課した（いわゆる Reichsturnosen）。⁽⁹⁾ しかし一四世紀後半以降、この流通税は概して安定してプファルツのものとなる。カウプからの流通税収入も、一三二〇年代にやはり国王ルートヴィヒ四世によって使われたが、一三二九年のパヴィア条約以後は、プファルツが確保した。ライン川中の徴収所は城塞化されてプファルツグラーフエンシュタイン Pfalzgrafenstein と呼ばれるようになる。⁽¹⁰⁾

ライン流通税は、ケルン大司教領、マインツ大司教領など他のライン領邦にとっても、非常に重要な収入源であった。⁽¹¹⁾ こうした豊富なライン流通税とそれに多くを負う比較的良好な財政は、一四、一五世紀プファルツの領邦支配の拡大を実質的に支えるものであった。

しかし、こうした通常時に定期的に徴収される収入とは別に、臨時の租税徴収も増加していった。すなわち、領民の自己申告にもとづく財産税（シャッツング Schatzung）が徴収され始めたのである。一三五〇―一六一年の租税台帳 Steuerregister の記録から、既に一四世紀中頃には、この税が徴収されていたことが知られる。⁽¹²⁾ 都市や地点毎にそれぞれの額が徴収された。例えば、一三五四年については、ハイデルベルク、マンハイム、ヴァインハイム Weinheim、エー

バーバツハ Eberbach、ゼッケンハイム Seckenheim、リンデンフェルス Lindenfels などについて、それぞれ納税された金額が記されている。

一五世紀にはこの臨時課税が更に増加した。少なくとも七回の徴収が知られており、それぞれ一〇〇〇〇〇グルデン以上の税収をもたらした。⁽¹³⁾ 例えば、一四三九年に、おそらく、いわゆるアルマニャック傭兵団の侵入を機に、臨時税が徴収された。このときハイデルベルク市から徴収されたシャッツングについて、個々の市民や聖職者の納税額の記録（*registrum exactionis*）が残っている。⁽¹⁴⁾ 納税額は、基本的にツンフト毎に分けて個々人の額が記載されている。課税対象財産の五％が、税として徴税されたい。またハイデルベルク以外のライン右岸各地からの納税記録も残っている。⁽¹⁵⁾ 場所毎に、個々人の納税額が列挙されるが、多くの地点では、市外市民「*Blude*」が区別されて記載され、またヴァインハイムの新市と旧市、ラーデンブルク *Ladenburg* では都市参事会成員「*Die im rate*」と一般市民「*Die gemeynde*」が分けて書かれている。このシャッツングからは、一般に、貴族と聖職者は免除されていた。⁽¹⁶⁾ フリードリヒ一世のもとではシャッツングの記録はない。宮中伯フィリップのもとでは、一四九四年にシャッツングが徴収されたが、今回は貴族・聖職者も免除されなかった。⁽¹⁷⁾

このように、とりわけライン流通税によって豊かな収入を得ていたプファルツでも、一四世紀中頃には臨時租税の徴収が始まり、一五世紀にはその例が増えるが、それでも、そうした臨時課税はそれほど頻繁に行われたわけではなかった。このことは、プファルツにおける領邦諸身分の推移にも影響を及ぼすことになる。

五．領邦諸身分とプファルツ意識

上述のような君主による臨時の租税徴収とも平行して、中世後期ドイツの諸領邦では領邦諸身分 Landstände が形成され、中世末には身分制議會において君主と租税などについての協議を行うようになった⁽¹⁸⁾。しかし、領邦諸身分が結局形成されなかったのがプファルツの著しい特徴である⁽¹⁹⁾。

重要な諸決定などにおいて、君主とその側近以外の勢力が登場するケースは、中世後期プファルツの歴史においても、しばしば見られた。一三一九年のパヴィア条約は既に Land und Leute の協働により成立した。一三六八年の Kurpräzipuum 設定にも、債権者たる諸都市の働きかけがあった。一三七八年の Kurpräzipuum 拡大に際しては、これを誓約した君主に対してのみ、Kurpräzipuum に属する領民たちは服従宣誓 Huldigung を行うものとされたこと、および一三九五のループレヒトの定め Rupertinische Konstitution でも、領民の服従誓約は条件付きで行われるとされていたことは、既に述べた。一四三五年には、ルートヴィヒ三世が病氣により統治能力を失う中、顧問たちによって、ルーヴィヒの廢位と、官吏や臣民を君主個人でなくプファルツのヘルシャフトに義務付けることが試みられた。

一四五一年には、フリードリヒ一世が、その甥フィリップとの養子縁組をプファルツの顧問たちおよび mergliche Glieder の同意のもとに行った⁽²⁰⁾。このとき同意を与えたのは、ドイツ騎士修道会ドイツ地区長 Deutschmeister、ヴォルムスとシュバイアーの司教および司教座聖堂参事会、ヴォルムス市およびシュバイアー市、プファルツ封臣であった伯、フライヘル、および下級貴族、プファルツの聖職者と修道院であった。プファルツ領邦内部の都市は、ここでは登場しない⁽²¹⁾。この構成は、後述するプファルツの影響圏の超領邦的性格をよく反映するものである。皇帝はこの縁組を認めなかったが、フリードリヒはプファルツの有力者たちに再度縁組みの有効性を確認させた。

しかしプファルツでは、例えば租税問題の協議などが行われたことはなかった。一四九四年に宮中伯フィリップが前述のように臨時課税を行った際も、諸身分が召集されてその同意が徴された形跡はない⁽²²⁾。また都市が顧問や貴族とともに

に呼ばれることは基本的になかった。プファルツでは、豊富なライン流通税にも支えられて、財政上租税の必要性はそう大きくなかったのである。借財が必要な場合、君主は都市と個別に交渉を行った。

プファルツで領邦諸身分が形成されなかった理由としては、一方でライン流通税の存在によって、君主の側が、領邦諸身分との協議が必要な臨時課税を余儀なくされることが少なかったこと、他方で一四五一年の事例が示すように、ライン宮中伯の地位と影響力が狭義の領邦支配を越える広がりを持っていたことが考えられよう。こうした条件は、ライン地方の三大司教（マインツ、ケルン、トリール）とも共通するところがあり、これらの領邦間で更に比較検討が必要であろう。

このような領邦諸身分の未発達とも関連して、君主家門から区別されたラント意識は、プファルツにおいてあまりはつきりしたものではなかった。近世に至るまで、むしろ君主家門がプファルツ・アイデンティティの焦点となる傾向が強く存在したのである。⁽²³⁾

六．地方の秩序とヘゲモニー

中世後期のライン宮中伯は、狭義の領邦の外側に広い影響圏を形成し、中ライン・上ライン地方におけるヘゲモニーを掌握していった。⁽²⁴⁾この点は、プファルツのような、ドイツ西部における有力領邦の発展を考えるうえで無視できない要素であり、また中世後期ドイツ国制史に帝国と領邦の中間のレベルを想定するうえでも重要である。以下、やはりいくつか分野を分けて、論述してみよう。

(一) レーン制

レーン制は、もちろん君主と領邦貴族とを結びつける関係であつた。⁽²⁵⁾もつとも、レーン制と領邦発展との関係について、学説の評価は二分されている。オットー・ブルナーは否定的に評価し、⁽²⁶⁾近年でもヤンセンが同旨であるが、一方、トイアーカウフらは肯定的に評価している。⁽²⁸⁾しかしプファルツのレーン制は⁽²⁹⁾狭義の領邦内にとどまらず、領邦を越えた関係をも設定するものであつた。

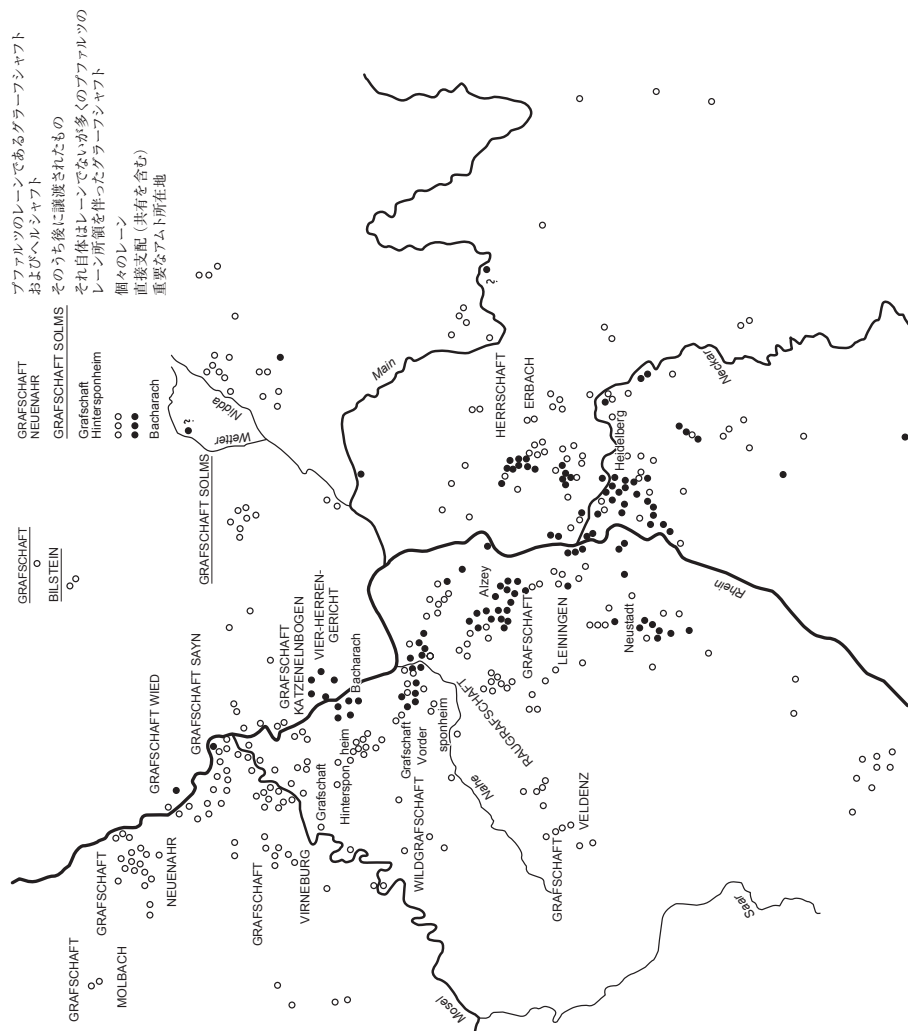
中世後期のドイツでは、レーン関係の文書化傾向が見られ、授封証書 *Lehnsbrief* と受領証書 *Lehnsrevers* というレーン証書の他、レーン台帳も作成された。プファルツでも、一四〇一年に最古のレーン台帳が作成される。⁽³⁰⁾契機となつたのは一三九八年のループレヒト二世の死であつた。その後も一四一三年のルートヴィヒ三世のレーン台帳、一四四三年のルートヴィヒ四世のレーン台帳が作成された。とりわけ一四七一年のフリードリヒ一世のレーン台帳は、宮中伯が授与したレーンだけでなく、宮中伯が受領したレーンをも記載している。またこの台帳は、封主・封臣の場面と献呈場面を描いた細密画をも含んでいる。この台帳はその後約七〇年にわたって利用され、封臣はレーン受領の際に台帳にかけて誓約を行った。⁽³¹⁾

一四〇一年の台帳によれば、この機会に約四五〇人の封臣がレーンを受け取つた。⁽³²⁾加えて約一〇〇人、かつて封臣であつて本来レーン受領すべきだが、そうしなかつた者たちがいる。また一四七一年のレーン台帳には約四〇〇人の封臣が含まれている。この人数は、他のレーン宮廷と比較すると中規模と言えるものであつた。一三八一年のバーデン辺境伯のレーン台帳は、全部で四一の家系から七〇人のレーン受領者を数え、ミュンスター司教ポト *Potho* (一三七九—八一年) は、五五〇人から六〇〇人の封臣を有していた。更に、一四世紀のヴェルツブルク司教は一〇〇〇人以上、

一五世紀には約一三〇〇人の封臣を持った。

しかしレーン宮廷の評価は量的のみならず質的観点からもなされるべきであって、どれだけ高貴な封臣がレーン宮廷に属しているかも考慮されるべきである。この点、ヴェルツブルク司教の封臣の約三割は市民および農民階層に属していた。またバーデンの封臣には、高級貴族 Hochadel は一人も含まれていない。一方この点で、プファルツの二四〇一年のレーン台帳は、諸侯一、伯二三、フライヘル二六を含んでいる。⁽³³⁾ 諸侯はユーリッヒ公で、近世までプファルツはユーリッヒに対する封主の地位を主張していた。⁽³⁴⁾ 伯としては、ヴェルトグラーフ Wildgraf、マルク Mark、シュボンハイム Sponheim、カッツェンエルンボーゲン Katzenhogen、ナッサウ Nassau、ライニンゲン Leiningen、サイン Sayn、フェルデンツ Veldenz、ヴィート Wied、ツヴァイブリュッケン Zweibrücken、リーネック Rieneck、エーバーシュタイン Eberstein などが、フライヘルとしては、エプシュタイン Eppstein、ハーナウ Hanau、イーゼンブルク Isenburg、ホーエンローエ Hohenlohe、リヒテンベルク Lichtenberg、ヴィンネブルク・バイルシュタイン Winneburg-Bellstein などが⁽³⁵⁾ 見られる。このように、中ライン地方の主要な伯とフライヘルがプファルツの封臣となっていたのである。数として最大であったのは、クライヒガウ Kraichgau、オーデンヴァルト Odenwald、ライン左岸の下級貴族である。それに対して市民はわずかに二例しか登場しない。プファルツのレーン宮廷の貴族的性格は明らかである。更に一四七一年のレーン台帳では、封臣として、諸侯八、伯とフライヘル四八が数えられる。⁽³⁶⁾ これらのレーン関係のうち、古いもの（ユーリッヒとの関係など）は、宮中伯が下ラインなどに拠点を持っていた時代からのものと思われる。その後のプファルツ支配の南下を反映して、中ライン地方の伯やフライヘルとレーン関係が結ばれたのである。

他の領邦と同様、プファルツでも中世後期には定期金レーン Rentenlehen など、新しいタイプのレーンも発展した。⁽³⁷⁾ 封臣側からの所領譲渡とレーン化 (Lehnsauftrag) も広く見られ、たいてい封臣になる側がプファルツの保護を求めて



14 世紀プファルツのレーン関係

Meinrad SCHAAB, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter, Stuttgart u.a., 1988, S. 115 の地図による。

譲渡を行った。封臣の義務は多くは一般的な形で規定され、あまり特定されなかった。もともと、城塞守備・駐屯に特化したブルクレーンは特殊なケースである。

プファルツではアムトマンは通常レーン関係でも君主に結びつけられていた。⁽³⁸⁾一三九五年のループレヒトの定めやその前後の所領分割でも、この意味での封臣たちが果たした役割は大きかった。しかもそのような展開の中で、封臣は、宮中伯個人というより、プファルツと結びつけられるようになっていく。また宮中伯は、封臣に対する裁判管轄を主張し、しばしば王権によっても認められた。マインツ大司教などと多重封臣関係にある貴族に対しては、個別的にレーン裁判権の貫徹が図られた。

このようにレーン制は、ライン宮中伯によりその支配手段の一つとして領邦建設のために活用されたが、しかしそれにとどまらず、領邦外に広がる影響圏の基礎にもなりえた。歴史的由来もあって、ライン宮中伯がドイツ西部、とりわけ中・上ライン地方の数多くの中級貴族を封臣としていたことは、宮中伯のヘゲモニーを下支えする要素でもあったのである。この意味でのレーン制の意義をも、我々はより強く考慮に入れる必要がある。

（二）城塞と開城権

既に述べたように、ライン宮中伯は自前の城塞を建設・保持し、領邦支配の支柱としていた。そうした城塞では下級貴族を主力とするブルクマンが守備にあたっていたことも既に触れたとおりであるが、プファルツの場合、ライン地方の伯やフライヘルといった中級貴族も、そうしたプファルツ城塞のブルクマンになることがあった。既にルードルフ一世のもとで、ツヴァイブリュッケン、カッツェンエルンボーゲン、シュポンハイム、ヴィルトグラーフ・フォン・キル



13-14 世紀のプファルツの開城権付き城塞と領邦

Meinrad SCHAAß, Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1 : Mittelalter, Stuttgart u.a., 1988, S. 116 の地図による。

ブルク Wildgraf von Kyrburg といった伯たちや、ビッケンバッハ Bickenbach、クリンゲンブルク Klingenberg、シェンク・フォン・エアバッハ Schenk von Erbach、シェンク・フォン・リンブルグ Schenk von Limburg、ヒルシュベルク Hirschberg などがプファルツのブルクマンとなった。⁽³⁹⁾このようなプファルツ城塞における奉仕関係も、宮中伯の広域的影響力のあらわれの一つであり、それを裏づける要素でもあった。

更に加えてライン宮中伯は、そうした自前の城塞網を遙かに超えて、広い範囲で開城契約を結んでいた。⁽⁴⁰⁾そこでは、城塞を所有する貴族が城をプファルツに譲渡して、レーンとして再度受領し、その際に開城権 Öffnungsrecht が設定されることが多かった。開城契約により、プファルツは、フェーデ・戦争の際に、当該の城を中立化することができた。そのようにして開かれた城塞は、クライヒガウ Kraichgau のヴァルトアンゲルロッホ Waldangeloch、マウアー Mauer、ヘルムシュタット Helmstadt、シュタインスベルク Steinsberg、シュトライヒェンベルク Streichenberg、ゲミンゲン Gemmingen、ラーフェンスブルク Ravensburg、フランケンのアッシェハウゼン Aschhausen、ノイハウス Neuhaus、ブラウネック Brauneck、ライン左岸の今日のプファルツからエルザスにかけてヴィントシュタイン Windstein、フレンズブルク Fröndsburg、ヴィレンシュタイン Wilenstein、ナーエ Nahe 川流域と隣接する山間部のヴィルトグラーフの城塞とアルテンバウムブルク Altenbaumburg、ライングラーフエンシュタイン Rheingrafenstein、フンスリュック Hunsrück 北部とモーゼル川流域のバイルシュタイン Beilstein、ヴィンネブルク Winneburg、エルツ Eitz、シェーネック Schöneck、シェーンベルク Schöenberg、ラーン Lahn 川流域のヴェスターブルク Westerburg 家の城塞、ヴェッテラウ Wetterau のクレーベルク Kleeberg、オックシュタット Ockstadt、シュターデン Staden などラインから上ラインに広く及んでいた。

このような開城城塞のネットワークも、狭義の領邦を越えるライン宮中伯のヘゲモニーの基礎となったのである。

以上のレーン制と開城契約を通じて、ライン宮中伯は周囲の下級貴族への影響力を強めた。⁽⁴¹⁾ 宮中伯は、下級貴族をレーン関係によって結びつけた他、宮廷や地方行政のさまざまな役職にも就けていった。そうした役職にいかにより多くの特定の下級貴族家門出身者が現れ、またどれほど頻繁に彼らが顧問としても活動していたかは、我々が関係箇所ですでに詳しく見たところである。そうしたプファルツと密接な関係を持った下級貴族としては、一四世紀以後、ライン左岸の家門に対して、ネッカー下流やクライヒガウ、オーデンヴァルト Odenwald の貴族たちがますます主力を占めるようになった。ループレヒトの王権の後には、以前にも増して、彼らに対するプファルツ宮廷の吸引力が増したのである。

しかし、ランズフート継承戦争と宗教改革の後、クライヒガウやオルテナウ Ortenau の下級貴族たちは帝国騎士団体を形成し、皇帝に直接結びつくこととなる。⁽⁴²⁾ この点で、プファルツのヘゲモニーは、一六世紀に入って大きな変容を被ったのであった。

(三) その他の超領邦的諸権限

レーン制度および開城権の他に、広域的ヘゲモニーの手掛かりとなりえた仕組みとして、保護契約がある。⁽⁴³⁾ ライン宮中伯は、一四世紀以後、ライン地方を中心に広い範囲で、教会、修道院、都市などと保護契約を結んでいた。ヴォルムスの司教座聖堂参事会、オルテナウのシュヴァルツァッハ Schwarzach 修道院、ドイツ騎士団のドイツ地区長 Deutschmeister、ダウンのヴィルトグラーフ Wildgraf zu Daun、シユパイアー、ヴォルムス、ヴァイセンブルク Weissenburg、ゲルンハウゼン Gelnhäusen、ヴィムプフェン Wimpfen、ハイルブロン Heilbronn、ヴァイル Weil の各都市などが、保護契約の相手方であった。

護送権 *Ceheit* もまた、狹義の領邦を越える影響力をもたらし⁽⁴⁴⁾た。護送権は、通行往來の安全を保証し、代わりに通行者から税を得る権利である⁽⁴⁵⁾。中世後期のプファルツの場合にはとりわけ、フランクフルトの年市などに向かう商人団のための護送権が重要であつた。商人などが納める負担は、通常は、流通税と一緒に流通税徴収所で徴税された⁽⁴⁶⁾。この権利は、しばしば直接の支配範囲を越えて主張・適用されたが、プファルツの護送権も、北はビンゲン Bingen、マインツ、フランクフルトから南はシュトラースブルクの手前、プフォルツハイム Pforzheim、マウルブロン Maulbronn まで、西はホムブルク Homburg 近くのキューベルク Kübelberg から東はブーベン Buchen、ラウダ Lauda、メルゲントハイム Mergentheim まで、狹義のプファルツ領邦を大きく越えて⁽⁴⁷⁾妥当していた。またその妥当範囲は、もちろん陸上交通のみにとどまらず、この範囲のライン川およびネッカー川の水上交通にも及んでいた。こうした広域的護送権の行使はプファルツに限られなかったが、ライン宮中伯の護送権はとりわけ広い範囲に及び、ライン地方と西南ドイツにおける宮中伯のヘゲモニーの支えとなつたのであつた。

その他、ライン宮中伯は、おそらく国王領の質入れを機に、ネッカー Neckar、タウバー Tauber 間などの国王直属民 *Königsleute* に対しても支配権を及ぼした。彼らは移動の自由などの点で多くの農民よりも有利な地位にあつたが、同時に宮中伯に対して人頭税などの負担を負つた。それらの負担は、国王直属民が宮中伯以外の領主の土地に居住する場合でも要求されたため、この支配関係もまた、ライン宮中伯が狹義の領邦を越える影響力を持つ経路となつた⁽⁴⁹⁾。

更に宮中伯は、やはりその狹義の支配にかわりなく、アルツアイ Alz 近辺などライン地方の一定の領域に新たに入り込んだ者たちが、いずれかの主人による追跡を受けなかった場合、彼らを体僕 *Leibeigene* とする権利、いわゆる *Wildfangrecht* を主張し実行した⁽⁵⁰⁾。プファルツの *Wildfangrecht* は、アルツアイ近辺の他、ビンゲンからバッハラッハまでのライン左岸、ナーエ川流域からフンスリュック、ライン右岸ではシュタルケンブルク Starkenburg、クライヒ

ガウからバーデン北部まで、広く及ぶものとされた。一四五四年以後、宮中伯は、マインツ大司教など近隣の領邦君主との間で *Wildfangrecht* に関する条約を締結し、一五一八年にはプファルツの *Wildfangrecht* は皇帝によっても承認されるに至った。この権利もまた、プファルツの広域支配の基礎となる要素の一つであった。

(四) 聖界領邦の従属化

中世後期のライン宮中伯は、ヴォルムスとシュパイアーというライン地方の二つの司教領邦⁽⁵¹⁾を実質的にコントロール下に置いていった⁽⁵²⁾。そのように有力領邦が司教座をコントロールするケースとしては、プファルツ以外でも、ブランドンブルク、ハーフェルベルク *Havelberg*、レープス *Lebus* とツォレルン家のブランドンブルク辺境伯、マイゼン *Meißen*、メルゼブルク *Merseburg*、ナウムブルク *Naumburg* とヴェッティン家などに例が見られる⁽⁵³⁾。

プファルツにとってヴォルムス司教座は、ハイデルベルクなどプファルツ支配にとって中核的な地点がヴォルムスの教会レーンであったという点で、重要であった。それもあって、一三世紀の宮中伯たちは、概してヴォルムス司教と良好な関係を保った⁽⁵⁴⁾。宮中伯ルートヴィヒ二世は、シュパイアー司教からもいくつかレーンを得て、支配拡大に役立⁽⁵⁵⁾てた。

中世後期の間に、プファルツ領邦は、シュパイアー司教の小規模な領邦を包囲していった。宮中伯は、一三八〇年代から司教座聖堂参事会にプファルツ与党を持ち、司教人事や参事会人事に影響力を行使した⁽⁵⁶⁾。一三八〇年代のシュパイアー司教位をめぐる争いで、シュパイアー司教からマインツ大司教に選ばれたアードルフ・フォン・ナッSau *Adolf von Nassau* は、シュパイアー司教位をも保持しようとした。一方宮中伯ループレヒト一世は、その上級

書記 Protonotar であったニコラウス・フォン・ヴィースバーデン Nikolaus von Wiesenaden を司教に推し、おそらく一三八一年にはローマの教皇ウルバヌス六世による特別任命を獲得した。以後司教位をめぐるアードルフとニコラウスⅡプファルツの争いとなったが、一三八六年には国王ヴェンツェルがニコラウスにレガリアを授与し、一三八八年にニコラウスはヴォルムス司教エックハルト Eckhard から正式の司教叙任を受けた。一三八九年にはニコラウスとアードルフの両者の間で和解が成立し、司教領邦を折半することとなった。一三九〇年にはアードルフが死に、ニコラウスは司教領邦全体の支配を確保する。

その後一四世紀末から一五世紀には、ラバン・フォン・ヘルムシュタット Raban von Helmstatt とマティアス・ラムング Matthias Ramung が、上述のように、シュパイアー司教とプファルツの書記局長 Kanzler を兼ねた。⁽⁵⁸⁾ 参事会の多数によって選ばれたヨフリド・フォン・ライニンゲンⅡ Haltdenブルク Jofrid von Leiningen – Hardenburg に対抗して、宮中伯の後援を得て司教位に就いたラバンは、自分の家系のメンバーを大量に司教座聖堂参事会に引き入れた。⁽⁶¹⁾ クライヒガウの下級貴族ヘルムシュタット家とプファルツとの密接な関係を考えれば、この動きは司教座聖堂参事会内部のプファルツ派を強めることになった。⁽⁶³⁾ 一五世紀半ばの司教ヨハン (Johann Nix von Hoheneck gen. von Enzberg) はプファルツの敵たちと結んで宮中伯に反抗するが、一四六二年にゼッケンハイム Seckenheim の戦いに敗れて、逆にプファルツに支配地を奪われ、みずからも退位を余儀なくされた。⁽⁶⁴⁾ 宮中伯フリードリヒ一世は、彼に代えて、みずからの書記局長であったマティアスを司教位に送り込む。マティアスは、一四六六年に宮中伯との間で保護契約を締結し、司教領のプファルツ・ヘゲモニーへの統合に拍車をかけた。⁽⁶⁵⁾ その一方でマティアスは、プファルツの後援を頼みに、司教座聖堂参事会やシュパイアー市に対して、司教としての地位を強化した。⁽⁶⁶⁾

より小規模なヴォルムス司教の領邦も、一四世紀の間にプファルツ支配にのみこまれていった。⁽⁶⁷⁾ 一三四九年に、宮中

伯ループレヒト一世は、司教空位中のヴォルムス司教座聖堂参事会を保護下におき、プファルツに敵対する人間を司教に選ばないことを参事会に約束させた。⁽⁶⁸⁾一三五三年には司教ザルマン Salman が、宮中伯の同意なしに支配下の城を処分しないことを約束した。一三六〇年代には、ループレヒト一世は、皇帝カール四世から認められた司教教会のフォークトとしての権利にもとづいて、司教領邦の都市・市場・村に裁判官を任命した。しかしこれは、一三六六年（九月一六日）に皇帝により是正され、プファルツに認められたフォークタイはそのような介入を正当化するものでないこと、および司教が裁判官等の任命権を有すべきことが確認された。ヴォルムス司教領邦では、多くの地点がプファルツとの共有になったが、例えば、司教の宮廷所在地 *Residenz* であったラーデンブルク *Ladenburg* は、一三八五年に司教と宮中伯ループレヒト一世との間で結ばれたブルクフリーデによって、前述のようにヴォルムス司教とプファルツの共有地となった。⁽⁶⁹⁾

こうした動きに平行して、プファルツへの従属化が進展した。宮中伯は、一三六六年と一三八六年に、司教とヴォルムス市の和解を仲介した。⁽⁷⁰⁾宮中伯ルートヴィヒ三世は、一四一一年にはやはり司教とヴォルムス市との紛争に介入して和解を仲介した。⁽⁷¹⁾一四一五年に国王ジギスムントが司教と都市と間の争いを解決した際には、宮中伯が司教座の保護者として指定された。⁽⁷²⁾一四世紀末以降、プファルツはヴォルムス司教の人事にも大きな影響力を行使した。プファルツの書記局長であったルートヴィヒ・フォン・アスト *Ludwig von Ast* は一四四五年に参事会の多数によって司教に選出されたものの、参事会の分裂により司教位を確保できなかったが、一四〇五年から一四一〇年まで司教位にあったマテウス・フォン・クラカウ *Matthäus von Krakau* やルートヴィヒ・フォン・アストの後に司教となったラインハルト・フォン・ジッキンゲン *Reinhard von Sickingen*（一四四五年から一四八二年まで司教在位）のケースでは、司教人事に対する宮中伯の影響力は明らかである。⁽⁷³⁾更に一四八二年にはプファルツの書記局長で既述のように人文主義者でもあったヨ

ハン・フォン・ダルベルク Johann von Dalberg が司教に選ばれ、一五〇三年まで在位した⁽⁷⁴⁾。彼のもとで、プファルツのヴォルムス司教座に対する保護と介入は一層強化されたのである⁽⁷⁵⁾。

このように、一四世紀から特に一五世紀の経過中に、シュバイアーとヴォルムスという中ライン地方の二つの司教領邦は、司教人事への影響や保護契約などの経路を通じて、ライン宮中伯と緊密に結びつけられるに至った。近隣の聖界領邦を実質的に従属させることもまた、狭義の領邦支配を越えるプファルツのヘゲモニーの一翼を担ったのである。

（五）選挙侯同盟とライン川政策

宮中伯が単独でヘゲモニーを握っているわけではないが、重要なアクターとして関与し、それを通じて狭義の領邦を越えて秩序形成を試み得たような関係として、ライン地方の選挙侯同盟がある⁽⁷⁶⁾。この種の同盟は、帝国政治に関係して、またラントフリーデとも結び付きながら、しばしば結成された。もともと、同時に彼らは領邦建設の面ではライヴァルであり、マインツ大司教とライン宮中伯のように、頻繁に対立しあう関係にあったため、彼らの間の同盟は緊張を伴ったものでもあった。

そうした選挙侯同盟の中には、ライン地方の選挙侯に共通の「ライン川政策」に起因して結ばれたさまざまな協定がある。ライン川はドイツ西部の経済の大動脈であり、選挙侯たちは、例えば流通税徴収の観点から、ライン川を舞台とする経済活動に共通の強い利害を持っていたのである。

そのようなライン地方の選挙侯間の取り決めとして、まず流通税協定がある⁽⁷⁷⁾。この分野では、一三五八年のマインツ大司教ゲアラッハ Gerlach、トリリア大司教ボエモント Boemond、ライン宮中伯ループレヒト一世・二世の協定が重

要な画期となった。⁽⁷⁸⁾ここで選挙侯たちは、エーレンフェルス Ehrenfels－コブレンツ Koblenz 間に彼らが持つ流通税徴収所（マインツのエーレンフェルス、オーバーランシュタイン Oberlahnstein、トリリアのポツバルト Boppard、コブレンツ、プファルツのバツハラッハ、カウプ）について、税率を協定し（いわゆる Zollrider を導入）、共通の課税品目表を定めた。⁽⁷⁹⁾マインツ、トリリア、プファルツの三選挙侯は、一三七一年にもオーバーヴエーゼル Oberwesel で協定を結び、今後一〇年間流通税を値上げしないことを約束した。⁽⁸⁰⁾この協定でトリリア大司教クルノ・フォン・ファルケンシュタイン Kuno von Falkenstein はケルン大司教座の管理者 Verwalter としても行動したため、ここで初めて四選挙侯の流通税協定が成立した。この後、一三七〇、八〇年代に国王ヴェンツェルがライン流通税に介入を試みるが、マインツ大司教ヨハン、ケルン大司教フリードリヒ、トリリア大司教ヴェルナー、ライン宮中伯ループレヒト三世の四選挙侯は一三九九年にポツバルトで、流通税徴収と流通税免除がライン川の経済活動を阻害しないよう配慮し、改めて向こう三年間の税率などを協定した。⁽⁸¹⁾同様の協定は、一四一二、一四二三、一四二四、一四三八年にも微修正を伴いつつ繰り返された。⁽⁸²⁾

一四六一―六三年のマインツ大司教座紛争 Mainzer Bistumsstreit の後、一四六四年に、戦争による混乱からの回復のために、再び流通税協定が結ばれた。⁽⁸³⁾選挙侯たちは、課税逃れのためにライン川ルートから陸路へ逃避する動きもにらんで、過重な課税がライン川交易を衰退させる危険にも対処すべく、やはり税率などを協定した。また流通税に関する協議・監視機関として、四選挙侯の流通税役人からなる流通税委員会 Zollkapitel が設立され、年一回ポツバルトで会合を持つこととされた。一四九二年には、四選挙侯が流通税協定を向こう八年間について更新し、一五〇三年には協定が更に一二年間延長された。

第二に、ライン川交易の安全のための協定がある。⁽⁸⁴⁾例えば、一四一六年の四選挙侯協定で、選挙侯たちはライン川往

来の安全を保証した。既に一四世紀から、ライン地方の三大司教の同盟が、ライン川の安全のために結ばれていた。⁽⁸⁶⁾ 一三五五年と一三五七年には、プファルツとトリリア大司教の間でも、往來の安全維持のための同盟が結ばれた。⁽⁸⁷⁾ 一四一六年の協定と同じような内容は、前述の一四六四、一四九二、一五〇三年の流通税協定にも含まれている。

第三に、貨幣協定が成立することとなった。⁽⁸⁸⁾ ループレヒト一世以降、プファルツは独自の貨幣政策を展開した。一三五三年には、カール四世から貨幣鑄造高権を認められ、ハイデルベルク、ノイシュタット Neustadt、オッペンハム、バッハラッハなどで貨幣を鑄造した。⁽⁸⁹⁾ この中では、やはりハイデルベルクが最も重要であった。一四世紀後半には、ハイデルベルクでの貨幣鑄造は、期間を限って請負に出された。その際、宮中伯は、鑄造される貨幣の種類や品質について細かく指定している。⁽⁹⁰⁾ 一四六八年以降はハイデルベルクが唯一の造幣場所となった。プファルツは、他のラインの選挙侯同様、一四世紀のうちにフィレンツェのフロリン金貨を模倣した金貨を鑄造する（ライン・グルデン）。一三七〇年代には、ユリの花のデザインに代わって、発行者の紋章が入るようになるが、これは発行する選挙侯の自意識のあらわれと見ることができる。このライン・グルデンは、その後の価値下落にもかかわらず、以下に述べる貨幣協定もあって、ドイツ西部で支配的な貨幣となった。

一三八五／八六年には、マインツ大司教アードルフ、ケルン大司教フリードリヒ、トリリア大司教クノ、ライン宮中伯ループレヒト一世というライン地方の四選挙侯の間で、期間一〇年の貨幣協定が成立した。⁽⁹¹⁾ 協定では、質の悪い通貨の鑄造・流通が選挙侯支配下の都市やラントだけでなく *gemein land* の害にもなっており、選挙侯たちには、共通の品質の *gemein land* の危難にも配慮しその利益のために取り決めを行った旨がうたわれている。⁽⁹²⁾ 選挙侯たちは、共通の品質の金貨（ライン・グルデン金貨）を鑄造することを約束し、それと銀貨や他の金貨との交換比率を定め、流通貨幣を一定の種類に制限した。この協定により、ライン川経済圏の貨幣制度は安定することになった。この協定は、その後近世ま

で続くさまざまな貨幣協定の始まりとなった。協定はその後も個別に交渉・更新され、また選挙侯以外のメンバーも加わった。⁽⁹³⁾ただし、貨幣協定は、選挙侯の支配領域全体に妥当したわけではなく、例えばプファルツの場合、ハイデルベルク周辺はこの協定の妥当地域に属さなかった。国王ループレヒトは、王権としての貨幣政策を追求して、ラインの貨幣同盟から離れたが、しかし彼の死後、プファルツは再び貨幣同盟に復帰した。一五世紀には、他の領邦と同様プファルツも領内の副次的な貨幣鑄造所を閉鎖して、上述のように領邦「首都」であるハイデルベルクに鑄造を集中させた。これは、この時期の貴金属不足が一つの理由であった。同じ理由から、ラインの貨幣同盟も、一五世紀末には、南北二つに分裂し、一四八一年の下ライン地方の協定（トリアー、ケルン、ユーリツヒ、ケルン市）と一四八八年のプファルツ・マインツ協定が成立した。⁽⁹⁴⁾この分裂は一五〇二年のライン選挙侯の貨幣協定で、プファルツ・マインツ側優位に終息することになる。⁽⁹⁵⁾

以上のように、宮中伯は、ライン川を動脈とする経済活動に関連して、ライン地方の他の選挙侯たちと流通税、平和維持、貨幣などに関して数多くの協定を締結した。そのような場合、もちろんライン宮中伯が単独でヘゲモニーを行使したわけではないが、しかし協定を通じてプファルツは「ライン川政策」を遂行し、広くライン地方に影響力を及ぼしたのである。

おわりに

本稿は、ドイツ西部における領邦形成の重要な事例としてライン宮中伯の領邦を取りあげて、基本史料と先行研究によりつつその諸側面を描くことにより、中世後期ドイツにおける領邦形成が有した歴史的意義の一面に迫ろうとした。

従来の我が国の研究がドイツ東部の大領邦を対象にすることが多かったこととの関係では、ここで試みられた作業は、まずは領邦の形成と発展に見られる多様性と幅を強調するものであった。

しかし、プファルツのような領邦を取りあげることの意味は、それにとどまらない。それは、従来の領邦研究では必ずしも十分意識されてこなかった側面に、スポットを当てるものであった。

そのような側面として本稿は第一に帝国国制との関係を取り上げて、領邦建設が帝国国制の枠内で進行した事象であったという点に注意を促そうとした。領邦君主たるライン宮中伯が帝国国制上特殊な地位を保持し、それゆえ国王領の質入れなど、代々の皇帝・国王から特別な考慮を払われたプファルツにおいて、帝国国制と領邦建設の関係は、非常に明確に現れる。しかし、同じ事情は他の領邦の場合にも、考慮に値するものであろう。

そうした帝国国制の枠組とも関連して、本稿は第二に君主家門が領邦建設にとって有した意義を改めて強調し、その諸側面を描いた。中世後期まで貴族家門で分割相続が広く行われていたドイツでは、家門の相続関係の規制がおよそ領邦の枠組が安定する前提であった。その際、プファルツでは単独相続確立への道は長く、家門メンバーへの配慮との緊張関係の中で次第に進展していったのである。宮中伯家は、帝国の外にまで広がる婚姻関係を取り結びつつ、領邦の範囲を越えた多方面へのつながりを維持していた。家門の墓所の選択には、そのときどきの領邦支配の状態が映し出されるところにも、墓所の存在自体が領邦発展の重要な核でもあったのである。このような君主家門の意義は、プファルツのように領邦形成が君主家門の活動に負うところが大きかった領邦の場合、特に強くあらわれるのではあるが、やはり他の領邦についても従来以上に注意されるべき側面であると思われる。

領邦形成に関して従来の研究によってもさまざまに検討されてきた領邦君主の支配の諸手段について、本稿はとりわけ君主の家の拡大形態としての宮廷の枠組とその分化という側面を重視しつつ、中世後期のライン宮中伯のもとにおけ

る発展を描き出した。行政、財政、立法など「国家的」活動の領邦レベルにおける注目すべき開始が示されたが、宮廷裁判所、中央の財務行政、地方行財政、領邦立法など多くの分野でそうした発展が本格化するのは一五世紀中頃以後であることも明らかにされた。これは中世後期ドイツの領邦全般についての一五世紀中葉における安定化という指摘が、プファルツのケースでも確認されるということでもある。また、学識法曹の書記局への進出や顧問としての登用、ハイデルベルク大学の創立と統治への組み込みなど、統治活動の学識化の進展とその基盤強化が見られる一方で、宮廷や地方の数多くの役職が中ライン地方の中下級貴族、とりわけクライヒガウなどの下級貴族家門によって担われていることも、印象的な形で明らかになった。そうした貴族たちは、文化的な要素も含めたプファルツ宮廷にも引き付けられて、プファルツ領邦支配の拡大と発展を決定的に支えていたのである。中世後期ドイツにおける領邦発展と（下級）貴族との関係についても、今後他の領邦の事例も参照しつつ、更に考察される必要があるだろう。

本稿は更にライン宮中伯のヘゲモニーの諸側面を描くことを通じて、領邦形成と地域秩序との関係を指摘し、領邦形成が広くその領邦が所在する地域内の政治的勢力配置と関連しつつ進展したことに注意を促そうとした。宮中伯の影響力が狭義の領邦を越えて広い範囲に及んでいたことは、プファルツで領邦身分が形成されなかったことの大きな理由ともなっていたと考えられる。みずから地域の覇権的勢力であったプファルツの場合、このような地域秩序との関連は、レーン制や開城城塞などを通じた狭義の領邦を越えた諸関係の構築や、同盟締結などによる「ライン川政策」の展開として現れたが、本稿で触れたシュパイアー司教領邦、ヴォルムス司教領邦のように、逆にそうした覇権的勢力の傘の下で領邦形成が進む場合もありえたであろう。そうした関係は、プファルツ以外の有力領邦とその他の地域領邦との間でも、成立しえたであろうと思われる。中世後期ドイツの国制史を考える場合、そうした超領邦的・地域的秩序の展開と成熟という、帝国と個別領邦との中間レベルで見られた現象にも、十分な注意が払われるべきであると考えられる。

従来の領邦研究は、ドイツでも日本でも、領邦君主が集積・行使した諸権限に注意を向けるのであれ、領邦君主と領邦諸身分をともに含んだ共同体の形成に注目するのであれ、ともに領邦が外部との関係で対内的統合を強めていく過程を描いてきた。その中では、以上に述べたような、帝国国制との関係、君主家門の持つ広域的結合、超領邦的・地域的秩序との関連といった側面は後景に退きがちであった。それに対して、中世後期のライン宮中伯領を対象とした本稿は、領邦自体を包み込む枠組や領邦外に延びる諸関係との相互作用を経ながら進行する領邦統合を描こうとしたのである。そして、このような側面を考慮に入れることによってこそ、領邦が長く近世に至るまで、帝国国制の枠内でのさまざまな権利の集積体にとどまったことが、よく理解されるものと思われるのである。

- (1) 中世後期ドイツの領邦における租税の発達については、さしあたり Ernst Schubert, Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 35), München 1996, S. 45 ff. 日本における研究としては、例えば、若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」『法制史研究』二五号(一九七六年)八九―一三三頁、同「領邦ティロール都市部における租税制度」『社会経済史学』四二巻一号(一九七六年)一一二五頁、小野善彦「下バイエルンの租税委員会(一三五八年)について」『西洋史学』一三三三号(一九八四年)三六一五六頁、同「上バイエルンの租税令(一二九六)について」『文化論叢』(岩手大)一号(一九八四年)三五―六二頁。

- (2) この分野における展開の概観として、Meinrad Schaab, Die Festung der pfälzischen Territorialmacht im 14. Jahrhundert, in: Hans Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd. 2, (Vorträge und Forschungen, Bd. 14), Sigmaringen 1971, S. 194 ff.; Ders., Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1: Mittelalter, Stuttgart 1988, S. 118 f., 201; Johann Kolb, Heidelberg: Die Entstehung einer landesherrlichen Residenz im 14. Jahrhundert, (Residenzforschung, Bd. 8), Sigmaringen 1999, S. 134 f.

- (3) Arnold Thoenke, Die Bede in Kurpfalz von ihren Anfängen bis ins 16. Jahrhundert, in: Neue Heidelberger Jahrbücher

- 17 (1913), S. 85-137; Ludwig Blasse, Die direkten und indirekten Steuern der Churfürstl. (Diss. phil., Heidelberg), Rochlitz 1914, S. 3ff. 諸税の徴収の状況について A. Thölke, a. a. O., S. 97 ff.
- (4) A. Thölke, a. a. O. (註7), S. 106 ff.
- (5) L. Blasse, a. a. O. (註7), S. 37 ff.
- (9) L. Blasse, a. a. O. (註7), S. 61 参照。
- (7) H. Fluendner, Die Rheinzölle der Kurpfalz am Mittelrhein, in Bacharach und Kaub, (Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst, Ergänzungsheft 15), Trier 1910; Heinrich Troe, Münze, Zoll und Markt und ihre finanzielle Bedeutung für das Reich vom Ausgang der Staufer bis zum Regierungsantritt Karls IV. Ein Beitrag zur Geschichte des Reichsfinanzwesens in der Zeit von 1250 bis 1350, (Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 32), Stuttgart-Berlin 1937, S. 274 ff.; J. Kolb, a. a. O. (註1), S. 149, 15 世紀のドイツ (コルン・コトマン・コトマン) のドイツ帝国の全般的状況について Otto Volk, Wirtschaft und Gesellschaft am Mittelrhein vom 12. bis zum 16. Jahrhundert, (Veröffentlichungen der Historischen Kommission für Nassau 63), Wiesbaden 1998, S. 487ff. 15 世紀のドイツ帝国の全般的状況について Speyer 1898, S. 275 ff. など。13 世紀から 14 世紀の王権のドイツの流通税収入の意義について H. Troe, a. a. O., S. 112 ff. を見よ。他の君主の支配下にあったライン流通税の例として、ケルン大司教のそれについて Georg Droese, Die kurkölnischen Rheinzölle im Mittelalter, in: Annalen des historischen Vereins für den Niederrhein insbesondere das alte Erzbistum Köln 168/169 (1967), S. 21-47. ケルン大司教の徴収所の中には、カイザーズヴェル・Kaiserswerth が最も税額が多かった。Ebenda, S. 42.
- (80) H. Fluendner, a. a. O. (註1), S. 96 f.; M. Schaab, Festung (註7), S. 195; Ders., Geschichte (註7), S. 119; J. Kolb, a. a. O. (註7), S. 149.
- (6) O. Volk, a. a. O. (註1), S. 506 ff. ベッセルン Bacharach とカウプ Kaub の流通税徴収所に対するウィッテルスバッハ家の支配について H. Fluendner, a. a. O. (註1), S. 3 ff., 14 ff.
- (10) O. Volk, a. a. O. (註1), S. 509 f. ケープホルム 1 冊のドイツの Zollschreiber をはじめてとする流通税徴収所役人について

Joachim SPIEGEL, Urkundenwesen, Kanzlei, Rat und Regierungssystem des Pfalzgrafen bei Rhein und Herzogs von Bayern Ruprecht I. (1309-1390), 2 Teile, Neustadt an der Weinstrasse 1996, T. 1, S. 497 ff.

- (11) E. SCHUBERT, a. a. O. (註一), S. 63; Georg DROEGE, Die finanziellen Grundlagen des Territorialstaates in West- und Ostdeutschland an der Wende vom Mittelalter zur Neuzeit, in: Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 53 (1966), S. 145-161. 一五世紀前半のケルン大司教領におうづパリン流通税は中央に入る財政収入の約六〇%を占めていた。Ebenda, S. 149 f. ㄱㄴ Wilhelm JANSSEN, Beobachtungen zur Struktur und Finanzierung des kurkölnischen Hofes im späten 14. und frühen 15. Jahrhundert, in: Rhythill 69 (2005), S. 104-132, S. 121 f. ㄱㄴ Ulf DIRLMAYER, Mittelalterliche Zoll- und Stapelrechte als Handelshemmnisse?, in: Hans POHL (Hg.), Die Auswirkungen von Zöllen und anderen Handelshemmnissen auf Wirtschaft und Gesellschaft vom Mittelalter bis zur Gegenwart, (Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beihefte, 80), Stuttgart 1987, S. 19-39, S. 25. ヌンナン・コトノハニ關の中ラインの流通税徴収所から収入額にうづパㄱ O. VOLK, a. a. O. (註一), S. 594 ff. ㄱ參照。

- (12) L. BLASSE, a. a. O. (註㉑), S. 5 f. 條條記錄のトナムニㄱ Friedrich von WEICH, Ein pfälzisches Steuerbuch aus den Jahren 1351-1360, in: ZGO 28 (1876), S. 467-483. 圓々の地所海の納税額の一覽表ㄱ Hans Martin SCHWARZMEIER, Geschichte der Stadt Eberbach am Neckar bis zur Einführung der Reformation 1556, (Geschichte der Stadt Eberbach am Neckar, Bd. 1), Sigmaringen 1986, S. 79-180, S. 115.

- (13) M. SCHAAB, Geschichte (註㉒), S. 201.

- (14) Karl CHRIST, Das Steuerwesen von Kurpfalz im Mittelalter, in: Neues Archiv für die Geschichte der Stadt Heidelberg und der rheinischen Pfalz, 3 (1898), S. 200-264. 納税記錄のトナムニㄱ Ebenda, S. 218 ff. ㄱの昔のSchatzung にうづパㄱ L. BLASSE, a. a. O. (註㉑), S. 7 f. ㄱ參照。ブラッセㄱ 考えらるる課税理由ムルㄱ ㄱの時期に二回続いた国王選挙をㄱㄱㄱㄱㄱㄱㄱㄱㄱㄱ 聖職者の財産にも課税されたㄱㄱㄱㄱㄱㄱㄱ Richard LOSSEN, Staat und Kirche in der Pfalz im Ausgang des Mittelalters, (Vorreformationsgeschichtliche Forschungen 3), Münster 1907, S. 115.

- (15) Karl CHRIST (Hg.), Registrum exactionis oder Landschatzung von 1439, in: Neues Archiv für die Geschichte der Stadt Heidelberg und der rheinischen Pfalz, 5 (1903), S. 1-68, 126-166. 條條記錄のトナムニㄱ Ebenda, S. 1 ff.

- (16) 聖職者の免税特権について R. LOSSEN, a. a. O. (注14), S. 113 f.
- (17) L. BLASSE, a. a. O. (注6), S. 8 ff.; R. LOSSEN, a. a. O. (注14), S. 116.
- (18) 中世後期ドイツにおける領邦諸身分の展開について E. SCHUBERT, a. a. O. (注1), S. 41 ff. 92 ff. 日本における研究としては、例えば、千葉徳夫「中世後期―近世初期における領邦の財政と領邦等族」『法律論叢』五七巻六号（一九八五年）一二五―一七一頁、小野善彦「中世末期バイエルンのシュテンデの権利領域の展開とレント税特権（一）」『アルテス・リベラリス』（岩手大）三六号（一九八五年）七七一―九六頁。
- (19) 概観として M. SCHAAB, Geschichte (注6), S. 205 f. 近世にならないう短期間見られた領邦諸身分的發展について Eberhard GÖTHEIN, Die Landstände der Kurpfalz, in: ZGO 42 (1888), S. 1-76; Volker Press, Die Landschaft der Kurpfalz, in: Von der Ständerversammlung zum demokratischen Parlament. Die Geschichte der Volksvertretungen in Baden-Württemberg, Stuttgart 1982, S. 62-71 を参照。なお同じくフアルツ系ザイツテルスバッハ家の支配下にあった上フアルツでは、領邦諸身分が形成され、一六世紀に入ると君主と領邦議会との間で財政問題などに關して交渉が持たれた。上フアルツの領邦諸身分について Klaus KOHL, Landesherr und Landstände in der Oberpfalz von 1400-1583. Sozialstruktur und politische Repräsentanz eines frühneuzeitlichen Territoriums, (Miscellanea Bavaria Monacensia. Dissertationen zur Bayerischen Landes- und Münchner Stadtgeschichte, H. 16), München 1969.
- (20) Meinrad SCHAAB (Hg.), Rüdiger LENZ (Bearb.), Ausgewählte Urkunden zur Territorialgeschichte der Kurpfalz 1156-1505, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe A: Quellen, Bd. 41), Stuttgart 1998, Nr. 115, „...die trefflichen rete, manne und mercklichen gelider des furstenthums der Pfälztrgraveschaft by Ryne“, E. GÖTHEIN, a. a. O. (注9), S. 3 f.
- (21) Christian REINHARDT, Fürstliche Autorität versus städtische Autonomie. Die Pfalzgrafen bei Rhein und ihre Städte 1449 bis 1618: Amberg, Mosbach, Nabburg und Neustadt an der Haardt, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B: Forschungen, Bd. 186), Stuttgart 2012, S. 411. 附註の述べているように、都市では、皇帝への承認請願や、宮中伯への服従宣誓などの局面で登場する。Ebenda, S. 411 ff.
- (22) E. GÖTHEIN, a. a. O. (注6), S. 5 f.

- (23) Armin KOHNE, Kurpfälzidentität und regionale Identität in Spätmittelalter und früher Neuzeit, in: Volker GALLÉ u. a. (Hg.), Kurpfalz und Rhein-Neckar. Kollektive Identitäten im Wandel, (Heidelberger Veröffentlichungen zur Landesgeschichte und Landeskunde, Bd. 13), Heidelberg 2008, S. 113-121, S. 118 f.
- (24) 一五世紀におけるプファルツ影響圏の具体的な広がりを示す『Meinrad SCHAAB, Zeistufen und Eigenart der pfälzischen Territorialentwicklung im Mittelalter, in: V. Rödel (Red.), Mittelalter (註8), S. 15-36, S. 36. プファルツの影響圏に接するカトリック系ルター伯とプファルツの関連について』Ulrich Müller, Die politischen Beziehungen zwischen der Kurpfalz und der Grafschaft Wirmenberg im 15. Jahrhundert, (Diss. phil., Tübingen), Stuttgart 1970.
- (25) 中世後期ラインの領邦に存在するローン制の意義について』一説的だが『E. SCHUBERT, a. a. O. (註一), S. 71 f.
- (26) Otto BRUNNER, Land und Herrschaft, 5. Aufl., Wien 1965, S. 355. 同『Ernst KLEBEL, Territorialstaat und Lehen, in: Studien zum mittelalterlichen Lehnswesen (Vorträge und Forschungen, Bd. 5), Sigmaringen 1960, S. 195-228, S. 201.
- (27) Wilhelm JANSEN, Niederheinische Territorienbildung. Voraussetzungen, Wege und Probleme, in: Edith ENNEN und Klaus FLINK (Hg.), Soziale und wirtschaftliche Bindungen im Mittelalter am Niederrhein (Klever Archiv, 3), Kleve 1981, S. 95-113, S. 109.
- (28) G. THEUERKAUF, Land (註8): Bernhard DIESTELKAMP, Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479), (Untersuchungen zur deutschen Staats- und Rechtsgeschichte, NF 11), Aalen 1969; B. THEIL, Lehnbuch (註8): K.-H. SPIESS, Lehnrecht (註8): Reinhard TESBRUMMEL, Das Lehnrecht der Landgrafschaft Hessen (Niederhessen) im Spätmittelalter 1247-1471 (Quellen und Forschungen zur hessischen Geschichte, Bd. 76), Darmstadt-Marburg 1990. 折衷的『カトリック系ルター伯 Bernhard DIESTELKAMP, Lehnrecht und Lehnspolitik als Mittel der Territoriaausbaus, in: Rhyjoll 63 (1999), S. 26-38, なお『日本の研究として』山田欣吾「領邦国家とローン制」『社会経済史学』三〇巻三・四号 (一九六五年) 一六〇-一五一頁 (同『国家として社会—地域史の視点』(一九九二年 創文社) 二二二-二二五頁にも収録)。
- (29) M. SCHAAB, Geschichte (註9), S. 114 ff.; Karl-Heinz SPIESS, Lehnrecht, Lehnspolitik und Lehnverwaltung der Pfalzgrafen im Spätmittelalter (Geschichtliche Landeskunde 18), Wiesbaden 1978; DERS., Die Pfalzgrafen bei Rhein als Lehnsherren im Spätmittelalter, in: Volker RÖDEL (Red.), Mittelalter. Der Griff nach der Krone. Die Pfalzgrafschaft bei

- (1317), Forschungen zum Regierungssystem Rudolfs I. und Ludwigs IV., (Forschungen zur Kaiser- und Papstgeschichte des Mittelalters. Beiheft zu J.F. Böhmer, Regesta Imperii. Bd. 4), Köln/Wien 1986, S. 245 ff.; K.-H. SPIESS, Lehnrecht (註8), S. 223 ff.
- (40) M. SCHAAB, Geschichte (註9), S. 116 f.; K.-H. SPIESS, Lehnrecht (註8), S. 216 ff.
- (41) 中世の封建と領土について Kurt ANDERMANN, Die adlige Klientel der Pfälzer Kurfürsten im späten Mittelalter, in: V. RÖDEL (Red.), a. a. O. (註8), S. 117-126.
- (42) A. G. KOLB, Die Kraichgau Ritterschaft unter der Regierung des Kurfürsten Philipp von der Pfalz, in: Württembergische Vierteljahrshefte für Landesgeschichte NF 19 (1910), S. 1-154; Stefan RHEIN (Hg.), Die Kraichgauer Ritterschaft in der frühen Neuzeit (Melanchthon-Schriften der Stadt Bretten, Bd. 3), Sigmaringen 1993; Kurt ANDERMANN und Christian WIELAND (Hg.), Der Kraichgau. Facetten der Geschichte einer Landschaft (Kraichgauer Kolloquien, Bd. 6), Eptendorf 2008.
- (43) M. SCHAAB, Festung (註9), S. 188 f.; DERS., Geschichte (註9), S. 113, 205.
- (44) Meinrad SCHAAB, Straßen und Geleitswesen zwischen Rhein, Neckar und Schwarzwald im Mittelalter und der früheren Neuzeit, in: Jahrbücher für Statistik und Landeskunde von Baden-Württemberg 4 (1958), S. 54-75; DERS., Festung (註9), S. 189; DERS., Geschichte (註9), S. 202 ff.; Sigrid SCHMIDT, Territorialstaat und Gemeinde im kurpfälzischen Oberamt Alzey, Vom 14. bis zum Anfang des 17. Jahrhunderts, (Geschichtliche Landeskunde, Bd. 38), Stuttgart 1992, S. 104 f.
- (45) M. SCHAAB, Straßen (註44), S. 55 f. 護送権全般について B. KÖHLER, Art. Geleit, in: HRG, 1. Aufl., Bd. 1, Berlin 1971, Sp. 1481-1489; Gerhard LINGELBACH, Art. Geleit, in: HRG, 2. Aufl., Bd. 2, Berlin 2012, Sp. 37-42. ※参照。
- (46) O. VOLK, a. a. O. (註9), S. 587 ff. 近世のゲルレーンズハイムからの護送権収入について J. PROBST, a. a. O. (註9), S. 284 ff.
- (47) マインツにおけるプファルツの護送権を示す早期の例として RPR, 1. Nr. 1518 (1305. 5)° その他の例として RPR, 1. Nr. 3106 (1358. 9. 10, Selz-Prümme 間のライン・両岸沿いの街道)° ライン宮中伯が15世紀中頃にマインツ・ナッペンハイム間の街道の護送権を、現地住民の証言聴取 Kundenschaft なしを通じて、マインツ大司教に対抗して確保し

フツノナハツビノミツチ⁴⁷ Fritz ZIMMERMANN, Die Weistümer und der Ausbau der Landeshoheit in der Kurpfalz, (Historische Studien, H. 311), Berlin 1937, S. 66.

(48) ャルトンベルクなミューン西南部の領邦が、近世に至るまで領邦の境界を越えて護送権を行使していたことについて Meinrad SCHAAB, Geleit und Territorium in Südwestdeutschland, in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte 40 (1981), S. 398-417.

(49) M. SCHAAB, Geschichte (註文), S. 204; 邦中に於ける特殊な地位について DERS., Die Königsleute in den rechtsrheinischen Teilen der Kurpfalz, in: ZGO 111 (1963), S. 121-175. などについて フォン・グンター・ブレンマン大司教の著書など。Ebenda, S. 137 ff.

(50) M. SCHAAB, Festung (註文), S. 180, 189; DERS., Geschichte (註文), S. 204; Winfried DOTZAUER, Art. Wildfangrecht, in: HRG, 1. Aufl., Bd. 5, Berlin 1998, Sp. 1421-1423. 専断國としてトレンントの宗教會議の決定に於けるAusfauteiの権利に於けるWildfangrechtについて S. SCHMITT, Territorialstaat (註文), S. 15 ff., 77 ff. など; 邦中に於けるトレンントのWildfangrechtなどについて Rudolf STAMMLER, Das Wildfangrecht der Kurpfalz 1653-1667, in: DERS., Deutsches Rechtsleben im Alten Reich, (Deutsches Rechtsleben in alter und neuer Zeit, Bd. 1), Charlottenburg 1928, S. 237-248. 4-6 号 Winfried DOTZAUER, Der kurpfälzische Wildfangstreit und seine Auswirkungen im rheinisch-pfälzischen Raum, in: Geschichtliche Landeskunde 25 (1984), S. 81-105. 参照。

(51) 中世後期のフランスやドイツに於ける主教領地のことについて Meinrad SCHAAB, Die Diözese Worms im Mittelalter, in: Freiburger Diözesan-Archiv 86 (1966), S. 94-219, S. 143-169, S. 210-217; DERS., Territoriale Entwicklung der Hochstifte Speyer und Worms, in: Willi ALTER (Hg.), Pfälzatlant, Textband 2, Speyer 1972, S. 760-780; Lawrence G. DUGAN, Bishop and Chapter. The Governance of the Bishopric of Speyer to 1552, (Studies Presented to the International Commission for the History of Representative and Parliamentary Institutions 52), New Brunswick/New Jersey 1978; Willi ALTER, Das Hochstift Speyer links des Rheines um 1500 – dargestellt nach den Angaben in den Listen zum „Gemeinen Pfening“, in: Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde, 46 (1979), S. 9-48; Volker PRASS, Das Hochstift Speyer im Reich des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit – Portrait eines geistlichen States, in: DERS. u. a. (Hg.), Barock

- am Oberrhein, (Oberrheinische Studien, Bd. 6), Karlsruhe 1985, S. 251-290; Kurt ANDERMANN, Hochstift Speyer, in: Meinrad SCHAAB und Hansmartin SCHWARZMAIER (HrG.), Handbuch der Baden-Württembergischen Geschichte, Bd. 2: Die Territorien im alten Reich, Stuttgart 1995, S. 481-490; Meinrad SCHAAB, Hochstift Worms, in: Ebenda, S. 505-512; Kurt ANDERMANN, Die Residenzen der Bischöfe von Speyer im späten Mittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Volker PRESS (HrG.), Südwestdeutsche Bischofsresidenzen außerhalb der Kathedralstädte, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B: Forschungen, Bd. 116), Stuttgart 1992, S. 49-81; Meinrad SCHAAB, Ladenburg als wormsische Bischofsresidenz, in: Ebenda, S. 83-97; Burkard KELMANN, Das Bistum vom Hochmittelalter bis zur Frühen Neuzeit, in: Friedhelm JÜRGENSEMEIER (HrG.), Das Bistum Worms, Von der Römerzeit bis zur Auflösung 1801, (Beiträge zur Mainzer Kirchengeschichte, Bd. 5), Würzburg 1997, S. 44-193, S. 71-153; Joachim DAHLHAUS, Speyer und Worms – Regionale Prägekräft der Bistümer, in: Volker GALLÉ u. a., (HrG.), Kurpfalz und Rhein-Neckar, Kollektive Identitäten im Wandel, Heidelberg 2008, S. 81-111, S. 85 ff.; 聖大皇帝國ハノヴ W. ALTER a. a. O., Nr. 61 神聖^①
- (16) R. LOSSEN, a. a. O. (註27), S. 44 ff.; Manfred SCHULZE, Fürsten und Reformation. Geistliche Reformpolitik weltlicher Fürsten vor der Reformation, (Spätmittelalter und Reformation, Neue Reihe 2), Tübingen 1991, S. 20 ff.; Peter MORAW, Kanzlei und Kanzleipersonal König Ruprechts, in: Archiv für Diplomatik 15 (1969), S. 428-531, S. 456 f.
- (17) E. SCHUBERT, a. a. O. (註1), S. 39.
- (18) Gerhard SCHWERTL, Die Beziehungen der Herzöge von Bayern und Pfalzgrafen bei Rhein zur Kirche (1180-1294), (Miscellanea Bavaria Monacensis, H. 9), München 1968, S. 235 ff.
- (19) G. SCHWERTL, a. a. O. (註18), S. 241 f.
- (20) Gerhard FOUQUET, Das Speyerer Domkapitel im späten Mittelalter (ca. 1350-1540). Adlige Freundschaft, fürstliche Patronage und päpstliche Klientel, (Quellen und Abhandlungen zur mittelhochdeutschen Kirchengeschichte, Bd. 57), Teil 1, Mainz 1987, S. 235 ff.; R. LOSSEN, a. a. O. (註27), S. 50 ff.
- (21) J. SPIEGEL, a. a. O. (註29), T. 1, S. 123 f.; Alois GARLICH, Nikolaus von Wiesbaden – Ein Widersacher des Hauses Nassau in Kirche und Reich am Ausgang des 14. Jahrhunderts, in: Nassauische Annalen 71 (1960), S. 13-25, S. 21 ff.; L. G.

- DUGGAN, a. a. O. (註15), S. 111 ff. ※参照。
- (85) Franz Xaver REMLING (Hg.), Urkundenbuch zur Geschichte der Bischöfe zu Speyer, Bd. 1: Ältere Urkunden, Mainz 1852 (ND Aalen 1970), Nr. 661, 662.
- (86) F. X. REMLING, a. a. O. (註89), Nr. 663.
- (90) 彼らフツファルンの関係について L. G. DUGGAN, a. a. O. (註15), S. 127 ff., 137 ff.; V. Press, Speyer (註15), S. 254 ff. ※参照。ザオルマス・シムンハイヤーの司教および司教座聖堂参事会会員のフツファルンのための奉仕について R. LOSSEN, a. a. O. (註14), S. 59 ff. ※参照。
- (91) リンゲンが司教位を離れての経緯を G. FOUQUET, Domkapitel (註18), S. 233 ff.
- (92) Gerhard FOUQUET, Reichskirche und Adel. Ursachen und Mechanismen des Aufstiegs der Kraichgauer Niederadelsfamilie v. Helmstatt im Speyerer Domkapitel zu Beginn des 15. Jahrhunderts, in: ZGO 129 (1981), S. 189-233.
- (93) シムンハイヤー司教座聖堂参事会・フツファルン支団・ハイムレベルク大学の人的なつながりについて Gerhard FOUQUET, Domkapitel, Hof und Universität. Speyerer Domherren als Amtsträger und Klienten des Königs und der Fürsten im Spätmittelalter, in: Archiv für mittelrheinische Kirchengeschichte 43 (1991), S. 109-164 ※参照。
- (94) R. LOSSEN, a. a. O. (註14), S. 55 ff.; L. G. DUGGAN, a. a. O. (註15), S. 136 f.
- (95) Franz Xaver REMLING (Hg.), Urkundenbuch zur Geschichte der Bischöfe zu Speyer, Bd. 2: Jüngere Urkunden, Mainz 1853 (ND Aalen 1970), Nr. 184,, das wir vmb sunderlicher liebe vnd fruntschaft willen, die wir haben vnd tragen zu dem erwidigen in Gott vatter, vnsern lieben besondern frunde vnd cantzler, herrn Mathis bischoff zu Spire vnd auch vmb des willen, das er sin vnd sins stifts, der zu vnsern vnd vnsers furstenthums der pfaltzgraffschaft ewigen schirme ist, oberkeit, herlichkeit vnd gerechtikeit gegen menglich dester bass gethan, haben, inbringen, behalten moye, alle sin vnd sins stifts dorffere, gericht vnd gebietie mit aller zugehorde, lute vnd gutere, die er vff beyden staden Ryss lygen gehabt vnd noch hat, zu vnsern handen genommen vnd empfangen han, ...; R. LOSSEN, a. a. O. (註14), S. 74 ff.; L. G. DUGGAN, a. a. O. (註15), S. 141. など。
- (96) 式部のライムンデフツファルンの関係について V. Press, Speyer (註15), S. 256; Ellen. WIDDER, Konkubinen, und

Bastarde. Günstlinge oder Außenseiter an Höfen des Spätmittelalters? in: Jan HIRSCHBIEGL und Werner PARAVICINI (Hg.), Der Fall des Günstlings. Hofparteien in Europa vom 13. bis zum 17. Jahrhundert, (Residenzenforschung, Bd. 17), Ostfildern 2004, S. 417-480, S. 443 ff.; R. LOSSEN, a. a. O. (註1), S. 57 司教フランクの領邦統治について, Maximilian BOCHNER, Die innere weltliche Regierung des Speierer Bischofs Mathias Ramung (1464/1478). Ein Beitrag zur deutschen Territorialgeschichte, (Diss. phil., München), Speier 1907, (MHVP 29/30 (1907), S. 108-155 以下), 司教, 又參照。

(67) 以下 B. KEILMANN, a. a. O. (注 51), S. 88 ff.

(28) 聖堂参事会側の梁束 ㊦ R. LOSSEN, a. O. (註1), S. 45; Karl MENZEL, Archivvalische Mittheilungen zur Geschichte der oberheinischen Gebiete insbesondere von Elsaß, Baden und der baier. Pfalz, in: ZGO 23 (1871), S. 438-469, S. 443, „... das sie nimmer keynen bischoff zulassen wollen, er hab dann zuvor zu den heylligen gewornt, ... das er dem gedachten pfalzgrawen ... sinem lant und luten, als lang er gelebt, keyn schaden mit wissen und willen uss Ladenburg oder uss keyn vesten des stifts gescheen ... woll.“ (Ebenda, S. 45); 聖堂参事会側の梁束 ㊦ R. LOSSEN, a. O. (註1), S. 68, S. 196 f., Nr. 1.

(3) RPR, 1, Nr. 4620; M. SCHAB-R. LENZ, a. a. O. (註20), Nr. 78; Meinrad SCHAB, Ladenburg (註15), S. 92 f.

(70) RPR, I. Nr. 3684M, Schaab, Diözese Worms (注15), S. 146; B. Kellmann, a. a. O. (注51), S. 109 ff. 116 ff. 司教都市の市民団体と司教との対立が、プファルツにとって、司教領を従属化するために有利な条件となったことについて、R. Lössen, a. a. O. (注14), S. 54 f.

(71) R. LOSSEN, a. a. O. (註14), S. 69.

(72) R. LOSSIN. a. a. v. (法1), S. 69, Ann. 2, "Te enim in his casibus tenore presentium facimus constitutum et ordinamus conservatorem iudicem defensorem et protectorem predictorum episcopi prepositi decani capituli et ecclesie necnon cleri secularium et religiosarum personarum civitatis et dioecesis Wormatiensis predicte necnon omnium et singulorum bonorum rerum privilegiorum libertatum gratiarum iurium etc. ..."

(73) M. SCHAAF, Diözese Worms (注15), S. 213 f. 司教メテアスについて, B. KEILMANN, a. a. O. (注15), S. 122 ff. Ludwig von Ast のこと, Ebenda, S. 138 f. Reinhard von Sickingen のこと, Ebenda, S. 139 ff.

- (74) R. LOSSEN, a. a. O. (註17), S. 58 f.; M. SCHAAB, Diözese Worms (註15), S. 214 ff.; B. KEILMANN, a. a. O. (註15), S. 141 ff.
- (75) R. LOSSEN, a. a. O. (註17), S. 71 ff.
- (76) 韃靼ノリョ' ヌルギス' Luise von WINTERFELD, Die kurthheinischen Bündnisse bis zum Jahre 1386. Ein Beitrag zum Bündniswesen des ausgehenden Mittelalters, 1912.
- (77) O. VOLK, a. a. O. (註17), S. 521 ff.; U. DIRMMEIER, a. a. O. (註17), S. 23 f.
- (78) Fritz VIGENER (Bearb.), Regesten der Erzbischöfe von Mainz von 1289-1396, Abt. 2, Bd. 1: 1354-1371, Leipzig 1913 (ND Berlin 1970), Nr. 1069; RPR, 1, Nr. 3105; Wilhelm GÜNTHER, Codex diplomaticus Rheno-Mosellanus. Urkundensammlung zur Geschichte der Rhein- und Mosellande, der Nahe- und Ahrgegend, und des Hundsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, Teil 3: Urkunden des 14. Jahrhunderts, Abt. 2: Urkunden von 1350 bis 1400, Koblenz 1825, Nr. 451; H. FLIEDNER, a. a. O. (註17), S. 30, 67; M. SCHAAB, Geschichte (註17), S. 119.
- (79) 總領ノ郡田ノリョ' W. GÜNTHER, a. a. O. (註18), Nr. 451, "... vnd sie wyder mit vns durch gemeine Nutz vnd Notturft des Landis vnd der Lute vnsir Ztolle off dem Ryne obirkomen sin, zu sentende dieselben in dyser nachgeschriben wyse."
- (80) L. V. WINTERFELD, a. a. O. (註19), S. 77 f.
- (81) Julius WEIZSÄCKER (Hrsg.), Deutsche Reichstagsakten unter König Wenzel, 3. Abt. 1376-1387, (Deutsche Reichstagsakten, Bd. 3), München 1877, Nr. 42, 44. 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

des in der zit mit zidigem rade nit enverhute, herumbe so hab wir hern vorgeante unser stede unde lande unde underseßen unde des gemeinen landes noid unde verderpniße in diesen sachen bedacht unde besorget umbe zuo widerstaen sulichen leuten der swachen munzen, unde sin ubirnicz rade unser frunde gote zuo eren unde umbe ein gemeine beste unde nucz unser lande unde lude unde des gemeinen landes eindrechtig worden unde genzelichen ubirkommen einer munzen von gulde unde von silber, in solichen loyenunde in solichen werde tuen zuo slahen unde zuo machen daz menlich donide bewart sie, in der fügen unde manerien als hernach geschriben stet."

(93) W. DIEPENBACH, a. a. O. (註88), S. 99 ff. 第六回論文付録の一覽表を参照。

(94) W. DIEPENBACH, a. a. O. (註88), S. 112.

(95) W. DIEPENBACH, a. a. O. (註88), S. 113 f.

(96) Peter MORAW, Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung (Propyläen Geschichte Deutschlands, Bd. 3), Berlin 1985, S. 391.

(97) Dietmar WILLOWIT, Rechtsgrundlagen der Territorialgewalt. Landesobrigkeit, Herrschaftsrechte und Territorium in der Rechtswissenschaft der Neuzeit, (Forschungen zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd. 11) Köln-Wien 1975, 神寶秀夫『近世ドイツ絶対主義の構造』(一九九四年 創文社)。